

## 第6回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月8日(木) 午後3時00分
- 2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室
- 3 出席委員(11名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致	
- 4 欠席委員(2名)

8番 高橋 奈緒美	11番 福山 博久
-----------	-----------
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)について
  - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について
  - 議案第7号 非農地判断についてその他

(開会 午後2時54分)

事務局 委員の皆様、本日はご多忙の中、第6回いすみ市農業委員会総会へご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会前にご報告をさせていただきます。

令和5年6月1日付により、人事異動が発令されまして、事務局長でありました村杉は、議会事務局へ異動となり、夷隅地域市民局から、私、尾形が後任として着任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

農業委員会の経験はございませんが、誠心誠意努めてまいりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、只今から令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。

定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、8番、高橋委員、11番、福山委員の2名でございます。出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号2番、織本委員、議席番号13番、吉野委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号6の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号5までを審議いただき、その後に番号6について、ご審議をお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は新規就農の為です。譲受人は、元々いすみ市在住で、婚姻とともに家を出て、借家にて居住しております。申請地は借家に隣接し耕作に便利な為です。水稻を耕作します。機械等は実家より調達いたします。

申請土地、松丸字吹良、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、使用貸借権設定で期間は2年6ヶ月です。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は所有農地に近く耕作に便利な為です。玉ねぎ、ジャガイモを耕作します。

申請土地、大原字下根岸、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は新規就農の為です。譲受人は生まれも育ちもいすみ市であり、現在は千葉市に居住しておりますが、譲渡人の居宅、作業所、宅地を取得し、両親とともにみかん、梅、ジャガイモ、ニンジン、サツマイモ等を耕作いたします。

申請土地、日在字古日在、地目、畑、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は新規就農の為です。譲受人は新規就農ですが、元々父親とともに農業を手伝っておりました。申請地は道路を挟み自宅の目の前であり耕作に便利な為です。今後も父親とともにキャベツ、イチジク、ブルーベリー等を栽培します。

申請土地、山田字堀切、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、高齢で遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。キャベツとブルーベリー等を耕作します。

申請土地、岬町中滝字原堰、地目、田、〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号5です。

以上、番号1から番号5までの説明を終わります。ご審議の方よろしく  
お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 はい。7番、三枝です。

移住者でして借家の隣の田んぼですけど、十分に管理できるのではない  
かと思います。機械は持っていないんですけど、実家等から借りれるとい  
うことなので、こちら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいた  
します。

池 田 委 員 はい。5番、池田です。

譲受人は現在、近辺の病院の近くに新居を構えていますが、申請地の下  
根岸にある旧宅に行き来しており、今回取得する農地は旧宅の近くにあり、  
現況は雑草が繁茂する状態で、シルバー人材センターに草刈りを依頼する  
そうです。2つの番地のうち、〇〇〇〇番地には古いハウスがあり、樹木  
も何本か散見されました。草刈り後は畑として耕起し、玉ねぎ、ジャガイ  
モ等を栽培するものであり、また、小さい耕運機、トラクターもあり、許  
可について問題ないものと思います。なお、譲渡人は岬町鴨根の方です。  
以上です。

議 長 続きまして、番号3について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいた  
します。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

この方は、この〇〇〇〇番地〇〇の傍に宅地と家がついていまして、家  
と宅地と農地を取得したいとのこと。住所は市原市なのですが、生家  
が大原にありまして、そこから農機具等は借りて耕作をしたいとのこと  
でした。何ら問題ないと思います。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、番号4について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいた  
します。

高 浦 委 員 はい。9番、高浦です。

この土地は受人の自宅のすぐ目の前にあり、受ける方は新規とありますが、親が農業をやっていて、その後を継いでやる形です。場所的にはものすごく深い谷の田を何年か前に許可を受けて埋め立てをして平地になっている状況で、地目は田となっていますが、現況は畑として利用可能です。特に問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号5について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

この畑と田んぼなのですが、受人の方がすぐ隣で畑を耕作しておりまして、野菜物を作っております。この新しい土地を取得しましてキャベツやブルーベリーを栽培するというので、もうすぐ隣で耕作しておりますので問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号5については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号6についての審議に移りますが、議事参与の制限により、4番 吉清委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(吉清委員退室)

議長 吉清委員が退室されましたので、引き続き番号6について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号6について説明いたします。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、若山字野田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合

計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号6です。

以上、説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号6について、5番、池田委員の補足説明をお願ひいたします。

池 田 委 員 はい。

譲受人は譲渡人の申請農地を2枚とも約40年前位から耕作してきたもので、また平成30年12月25日に法人を設立し、若山周辺耕地一帯を大規模に耕作しており問題ないものと思われまゝす。なお、申請地〇〇〇〇番地は現在、3反田の一部に含まれております。以上です。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございませぬので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひませぬ。

挙手全員でございませぬ。

よつて、議案第1号の番号6については、原案のとおり可決されまゝす。

それでは、吉清委員の入室をお願ひいたします。

(吉清委員入室)

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしまゝす。

事務局の説明を求めませぬ。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたしまゝす。

番号1、本件土地は弥正広田の畑〇〇〇〇㎡で、夷隅文化会館の南側に位置しまゝす。図面番号7です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が農業用施設の用に供する場合で、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものと考えませぬ。

転用目的は農業用倉庫、〇〇〇〇㎡及び糶殻置場です。

申請人は農業を行っておりますが、農業用の機械や資材、肥料等を格納する倉庫が狭く、農地から離れている為、申請地に農業用倉庫を建てるほか、糶殻置場として利用します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで、自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 はい。2番の織本です。

この土地は、水稻の規模拡大をしているなかで必要な倉庫等ということで問題ないと思います。ご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請につきまして、ご説明いたします。

番号1、本件土地は深堀大新田の畑〇〇〇〇㎡です。サンライズガーデンの西側に位置します。図面番号8です。

当初計画内容、建売分譲住宅。当初許可年月日、令和〇〇年〇〇月〇〇日許可。当初指令番号、千葉県夷農指令第〇〇〇〇号の〇〇-〇〇及び同指令第〇〇〇〇号の〇〇-〇〇。

変更理由、許可済地の所有権移転に伴い、建築会社を変更することにな

った為。承継計画は特定建築条件付売買予定地、注文住宅です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地であると考えます。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金及び借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

いま事務局の説明のとおりでございます。図面番号8を見て頂いたとおり、既にこの近辺は宅地化されておりますので、何ら問題ないものと思えます。所有権移転に伴って注文住宅ということですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池 田 委 員 はい。

議 長 池田委員、どうぞ。

池 田 委 員 承継計画のなかに特定建築つてありますけど、どういうことですか。

議 長 事務局、どうぞ。

事 務 局 こちらになりますけれども、いわゆる注文住宅の事です。この計画変更なのでありますが、当初計画者が建売分譲住宅ということで許可を取ったのでありますが、土地の売買に関しまして継承者が注文住宅にて建てたいということになりましたので、今回の変更に至りました。以上です。

議 長 池田委員、いかがですか。

池 田 委 員 はい。

議 長 他に質疑ございますか。

委 員 なし。

議 長 他に質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。



続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号でございますが、説明の前に議案の訂正箇所がございます。

番号5の面積の欄なのですけれども、〇〇〇〇と記載されておりますが、〇〇〇〇の内〇〇〇〇に訂正をお願いいたします。それに伴いまして、すぐ下の合計面積の欄は畑〇〇筆〇〇〇〇、計〇〇筆〇〇〇〇に重ねて訂正をお願いいたします。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大原明代の田〇〇〇〇㎡で第二保育所の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地であると考えます。

譲受人は東京都中央区で太陽光発電業を営んでおります。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル108枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和元年8月26日付けで事業計画認定がなされております。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

番号2、本件土地は日在北御堂給の畑〇〇〇〇㎡でホームセンターの東側に位置します。図面番号10です。

この個所は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け千葉県夷農指令第〇〇号の〇〇-〇〇で太陽光発電施設を目的とする賃借権設定について第5条許可を得ておりましたが、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで許可処分取消願が農業

委員会に提出され、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで県において許可処分の取消がなされております。

申請地は、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、現在は土地改良区域からは除外されておりますが、第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は勝浦市で不動産業を営んでおり、貸店舗として日在地先にて、釣具店、中華レストラン、携帯電話ショップの3店舗の賃貸業務を行っております。周囲にはホームセンター等の多くの店舗があり、3店舗とも来客が増加傾向にあることから既存の駐車場だけでは不足するようになってきた為、隣接する申請地を取得し貸駐車場、〇〇台分を整備します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号3、本件土地は岬町桑田橋戸の畑〇〇〇〇㎡で七番組集会所の東側に位置します。図面番号11です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えます。

譲受人は、撮影業をしており、自己の経営する撮影業の機材や道具を置くための倉庫、〇〇〇〇㎡を建築します。申請地付近に親類が居住しており、換気や防犯等の管理ができる状況です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号4、本件土地は岬町榎沢下大川端の田〇〇〇〇㎡で、太古橋コミュニティセンターの南東に位置します。図面番号12です。

申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、現在は土地改良区域からは除外されておりますが、第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置され

るものであるため、例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は現在申請地付近の貸家で生活しておりますが、近々結婚予定の為、申請地を取得し自己住宅を建築します。申請地は平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地の埋立てに係る届出がなされており、埋立て、整地された状態となっております。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇〇㎡、車庫、〇〇〇〇㎡及び進入路、〇〇〇〇㎡です。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で借入金にて行います。

番号5、本件土地は岬町押日坪の畑〇〇〇〇㎡で八幡神社の北側に位置します。図面番号13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えます。

貸主と借主は祖父と孫の関係にあります。

借主は現在長生村のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となることから、祖父の持つ農地の一部を使用貸借し、自己住宅、〇〇〇〇㎡を建築します。

用水は市営水道。排水について、雨水は浸透枳を設置し、オーバーフロー分を側溝へ接続、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

所要資金は〇〇〇〇万円で借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。5番、池田です。

申請地周辺は住宅が数軒散見されるものの、休耕地が広がり、都市計画法に基づく用途地域内で第3種農地であり、太陽光発電施設を設置するこ

とに問題ないものと思われま。なお、譲受人は平成30年8月、岬町和泉地先をはじめ、令和元年5月、令和2年3月、同年9月にそれぞれ同様の施設の許可を受けていることを申し添えます。以上です。

議長 番号2について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

先程、事務局が申したとおり、〇〇〇〇、釣具店ですね。それと中華料理、〇〇〇〇、それと〇〇〇〇ですね。この3店舗の駐車場が手狭になったもので、駐車場を広げたいということで、申請が上がりました。何ら問題ないものと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 続きまして、番号3及び番号4について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

まず番号3の方ですけれども、ここはですね、元々畑でありましたけれども反対側に親戚が住んでおります。この畑にプレハブの倉庫を建てるということで、何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

4番の方につきましては、地目は田ですけれども、既に埋め立てられまして畑として使っておりましたけれども、譲受人はすぐ隣にいま貸家に住んでおります。住んでいる借家のすぐ隣に家を建てたいということで、これも何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 続きまして、番号5について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

この土地はですね、ようは実家なのですけれども実家の庭がありまして、庭先の畑に家を建てるということで、周りに悪影響を与えることも無いので問題ないかと思。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和5年度、第3次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和5年度第3次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年5月17日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は13ページに記載させて頂いております。

賃借権9件、使用貸借権8件、貸付者17名、借受者6名、田、75,811㎡、畑、2,870㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

ここで補足説明をさせていただきます。

令和5年4月1日より改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことによりまして、農地の貸し借りにつきましては、基本的に農地中間管理事業の推進に関する法律による、農用地利用集積等促進計画へ移行することとなりました。今後の貸し借りにつきましては、貸し手から千葉県園芸協会を経て受け手への貸し借りと変わることとなります。

それでは内容の説明に戻らせていただきます。

内容につきましては、議案書15ページに記載のとおりでございます。

賃借権1件、貸付者1名、借受者1名、畑、2,000㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。などの各要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、非農地判断についてご説明申し上げます。

番号1、申請土地、新田字一山見、地目、田、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、〇

○筆計○○○○㎡です。図面番号14番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。6月5日に、藤平会長、吉清委員、藍野推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料右肩1番の①から⑥の写真のとおり雑種地化、原野化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を雑種地及び原野に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

写真を見て頂ければと思いますが、①は県道から見たところです。②、③が○○○○㎡、雑種地に変更ということです。既に砂利等で埋め立てられております。④、⑤、⑥が③の写真の先ですね、もうここは深くなっていて原野化しております。このような状況でございます。以上です。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

その他といたしまして、地目変更登記に係る照会に対する回答につきまして、報告いたします。

今回は5月31日までに回答済の12件につきまして、議案書19ページから21ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日、お諮りした議案はすべてを終了しました。

以上をもちまして、令和5年第6回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事 務 局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局よりご連絡をさせていただきます。

はじめに、7月の総会ですが、7月7日、金曜日、午後3時から大原文化センター1階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請の受付につきましては、6月21日、水曜日から23日、金曜日の3日間となります。現地確認につきましては、翌週の6月26日、月曜日及び27日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に活動記録簿ですが、本日5月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。長時間にわたる審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時41分)





議事録署名人

議長

2番委員

13番委員